



平成30年大阪府北部を震源とする地震被災者の皆様への生活窓口案内(ガイドブック)

〈平成30年7月19日〉

平成30年大阪府北部を震源とする地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。近畿管区行政評価局では、今回の震災に関して、様々なお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

近畿管区行政評価局における受付

- 電話の場合:平日の 8:30~17:30 (行政相談専用電話)
ダイヤル : 0570-090110 または 06-6942-1100
(注)通話料がかかります。
また、上記以外の時間帯は留守番電話による対応となります。
- 来所される場合:平日の 8:30~17:45
住所:大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館7階
近畿管区行政評価局(首席行政相談官室)
- インターネット(メール)の場合:毎日受け付けています。
URL:<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>
- FAX の場合:毎日受け付けています。
06-6941-8988(行政相談専用FAX)

まぐみみ大阪



当局が設置運営する行政相談所における受付

- 大阪総合行政相談所 毎日 10:30~18:00 来所・電話
会場:大丸 大阪・心斎橋店 南館8階
電話:06-6241-5111(直通)
- 堺すいよう行政相談所 毎週水曜日 10:30~15:45 来所のみ
会場:高島屋 堺店6階 中央エスカレーター前(ユニクロ前)
(大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地)

総務省行政相談センター

総務省 近畿管区行政評価局

〒540-8533 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館7階

電話 : 06-6941-8166

目次

No.	支援策、手続の名称等	頁
1	り災証明書(被災証明書)の発行	3
2	応急危険度判定	4
3	災害弔慰金等の支給	4
4	災害義援金の支給	4
5	生活福祉資金の特例貸付	5
6	災害援護資金の貸付	6
7	被災住宅の応急修理	6
8	被災住宅の補修や再建に関する相談	6
9	住宅の建設、補修等の融資	6
10	被災者のための住宅提供	7
11	法律相談等の窓口	7
12	預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	9
13	住宅ローンの返済	9
14	地震保険について	9
15	生命保険の契約内容について	9
16	医療機関の受診、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用	10
17	年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	10
18	登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合	11
19	国税の特別措置	11
20	府税の特別措置	12
21	市町村税の特別措置	12
22	公共料金の減免措置等	13
23	奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付	13
24	農林漁業関係災害復興の融資	13
25	中小企業者を対象とした相談窓口	14
26	労働・雇用面の各種相談	15
27	こころの悩みや健康に関する相談	16
28	災害時の発達障がい児・者支援	16
29	災害ボランティア	16
30	外国人(旅行者)対応	17
31	ブロック塀に関する相談窓口	18
32	太陽光発電システムに関する相談窓口	18
33	ペット動物に関する相談窓口	18

(注)1 当リストの情報は、各機関のホームページ等を基に、平成30年6月29日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、近畿管区行政評価局ホームページ(下記URL参照)の「【トピックス】平成30年大阪府北部を震源とする地震被災者の皆様への生活窓口案内(ガイドブック)」に掲載しております。

URL:<http://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。平成30年大阪府北部を震源とする地震においては、大阪府大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町の12市1町が適用を受けています。

3 震災直後は、市町村の状況により、支援措置に関する『お問合せ等に十分に対応できない場合がある』ことも考えられます。

1 リ災証明書(被災証明書)の発行

◆ 「リ災証明書」又は「被災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

◆ 大阪市の「住家」の「被災証明書」の窓口は各区役所です。

【開庁日時】

・平日(月～木曜日) 9時～17時30分

・平日(金曜日) 9時～19時(17時30分から19時までの時間延長時には、取扱えない業務があります。)

・第4日曜日 9時～17時30分(取扱えない業務があります。)

各区役所	電話番号	各区役所	電話番号
北区役所	06-6313-9986	東淀川区役所	06-4809-9986
都島区役所	06-6882-9734	東成区役所	06-6977-9734
福島区役所	06-6464-9986	生野区役所	06-6715-9986
此花区役所	06-6466-9734	旭区役所	06-6957-9007
中央区役所	06-6267-9734	城東区役所	06-6930-9734
西区役所	06-6532-9734	鶴見区役所	06-6915-9734
港区役所	06-6576-9734	阿倍野区役所	06-6622-9986
大正区役所	06-4394-9734	住之江区役所	06-6682-9734
天王寺区役所	06-6774-9899	住吉区役所	06-6694-9734
浪速区役所	06-6647-9734	東住吉区役所	06-4399-9734
西淀川区役所	06-6478-9734	平野区役所	06-4302-9734
淀川区役所	06-6308-9734	西成区役所	06-6659-9734

・ 大阪市の店舗、事業所、工場等の「被災証明書」や農林水産業関係の「被災証明書」については、大阪市総合コールセンター 06-4301-7285(8～21時(年中無休))にお問い合わせください。

◆ 大阪市以外の市町村の「リ災証明書」等の発行窓口等は、以下のとおりです。

市町	担 当	問合せ先
豊中市	財務部固定資産税課	06-6858-2150
吹田市	調査について：税務部資産税課	06-6384-1245
	発行について：市民部市民課	06-6384-1147
高槻市	総務部資産税課	072-674-7143
	総務部税制課	072-674-7139
	総務部市民税課	072-674-7132
	総務部収納課	072-674-7152
守口市	総務部課税課	06-6992-1474・1458
枚方市	災害対策本部	072-841-1221(代表)

茨木市	総務部資産税課	072-620-1615
寝屋川市	災害警戒本部	072-825-2027
箕面市	総務部税務課	072-724-6709
摂津市	災害対策本部	06-6170-1300
四條畷市	総務部税務課	072-877-2121
交野市	市民部税務室固定資産税係	072-892-0121
三島郡島本町	総務部危機管理室	075-962-0380

(注) 災害救助法が適用された12市1町(6.18時点)について、ホームページ等で申請窓口等が紹介されている市町村について記載しています。

2 応急危険度判定

- ◆ 応急危険度判定は、震度5以上の地震が発生し多くの建築物が被害を受け、市町村長が判定の必要があると判断した際に、市町村が主体となって実施するものです。
- ◆ 被災宅地についても、危険度判定が行われています(予定していない市町村もあります。)
- ◆ 判定の実施状況・要望等については、各市役所、町役場にお問い合わせください。
 - ※ 応急危険度判定は余震等による二次災害を防止するためのもので、り災証明書発行のための認定調査や、被災建物の恒久的使用の可否を判断する調査ではありません。

3 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金(お亡くなりになられた方が対象)、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。
 - 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

4 災害義援金の支給

大阪府は、大阪府北部を震源とする地震義援金の配分行っています。

【緊急配分(第一次配分)】

- ◆ 対象は、
 - 1 災害救助法適用の13市町における死亡者のご遺族
 - 2 災害救助法適用の13市町における住宅被害(全壊又は半壊)があった世帯
 - 3 災害救助法適用の13市町における住宅被害(一部損壊)がある下記の条件のいずれも満たす世帯
 - ・ 6月26日(火曜日)夜間(27日午前0時)から27日(水曜日)午前8時までの間、避難所に避難したことが名簿等で確認できること
 - ・ 障がい者手帳所持者を含む世帯、ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯のいずれかに該当すること
- ◆ 配分金額は、
 - 前述1、死亡された場合は、100万円/人
 - 前述2及び3、住宅被害の場合は、5万円/世帯

【第二次配分】

- ◆ 対象は、
 - 1 災害救助法適用の13市町における**重傷者**
 - 2 災害救助法適用の13市町における**住宅被害(全壊)**があった**世帯**
 - 3 災害救助法適用の13市町における**住宅被害(半壊)**があった**世帯**
- ◆ 配分金額は、
 - 前述1の方の場合は、10万円/人
 - 前述2の場合は、100万円/世帯
(緊急配分(第一次配分)において既に請求された方は95万円/世帯)
 - 前述3の場合は、50万円/世帯
(緊急配分(第一次配分)において既に請求された方は45万円/世帯)
- ◆ 義援金配分相談窓口専用ダイヤル
 - 対応時間:10時00分から17時00分(土・日・祝日を除く)
 - 電話番号:06-6944-7917
 - メール:fukusokiikaku3@gbox.pref.osaka.lg.jp

※ 混乱を避けるため、避難所や市町村へのお問い合わせはご遠慮下さい。

5 生活福祉資金の特例貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。利率は1.5%ですが、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【その他の貸付制度】

- ◆ その他の資金制度もあります。
 - ・生活福祉資金 照会先
大阪府社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金グループ 電話:06-6762-9474
又は地域の社会福祉協議会

6 災害援護資金の貸付

- ◆ 地震により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられる場合があります。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。

7 被災住宅の応急修理

- ◆ 災害救助法の適用区域内において、地震により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、一定の範囲内で応急的に修理する制度があります。
- ◆ 1世帯当たり58万4千円が上限です。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象です。
なお、工事修理費支払い後は、本制度の対象となりませんので、ご注意ください。
 - 1 当該災害により半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方又は大規模半壊の住家被害を受けた方
 - ※ 全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
 - 2 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - 3 応急仮設住宅を利用しないこと
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

8 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 「住まいるダイヤル」では、一級建築士の資格を持った相談員が住宅に関する電話相談をお受けしています。
詳しくは、住宅リフォーム・紛争処理支援センターにお問い合わせください。
 - ナビダイヤル:0570-016-100 (PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147)
 - 受付時間は、午前10時から午後5時(土、日、祝休日、年末年始を除く)
- ◆ 大阪府は、大阪府北部を震源とする地震において被害を受けた住宅の所有者、入居者に対し、住宅の損壊の状況や持ち家、借家の種別に応じて復旧や再建に関する相談や情報提供を無料で行う「被災者向け住まいの相談専用ダイヤル」を開設しています。
 - 設置開始：平成30年6月25日(月曜日) 10時00分受付開始
 - 電話番号：06-6944-7907
 - 相談時間：9時00分から17時30分(月曜日から金曜日)
 - 相談内容：1. 住まいの復旧・再建に関する相談や事業者情報の提供
2. 補助金や融資情報の提供
3. 住宅修理など災害に便乗した悪徳事業者に関する注意喚起 等

9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 大阪府は、大阪北部地震及び平成30年7月豪雨により、一部損壊等の「り災証明」が交付されているなど一定の条件を満たす方に対して、無利子で住宅補修資金を融資しています。

- ◆ 大阪市は、各区役所で無料法律相談を実施しています。予約(抽選)が必要です。区役所にお問い合わせください。

区役所	電話番号	区役所	電話番号
北区 政策推進課	06-6313-9683	東淀川区 総務課	06-4809-9683
都島区 総務課	06-6882-9683	東成区 総務課	06-6977-9683
福島区 企画総務課	06-6464-9683	生野区 企画総務課	06-6715-9683
此花区 企画総務課	06-6466-9683	旭区 総務課	06-6957-9683
中央区 総務課企画	06-6267-9683	城東区 総務課	06-6930-9683
西区 きずなづくり課	06-6532-9683	鶴見区 総務課	06-6915-9683
港区 総務課	06-6576-9978	阿倍野区 総合企画課	06-6622-9683
大正区 総務課	06-4394-9683	住之江区 総務課	06-6682-9683
天王寺区	06-6774-9683	住吉区 総務課	06-6694-9683
浪速区 総務課	06-6647-9683	東住吉区 政策推進課	06-4399-9683
西淀川区 企画課	06-6478-9683	平野区 政策推進課	06-4302-9683
淀川区 政策企画課	06-6308-9683	西成区 総務課	06-6659-9683

- ◆ 大阪市以外の市町の無料法律相談は、各市町の担当にお問い合わせください。

市町村	担 当	申込み・問合せ
豊中市	広報広聴課広聴係	06-6858-2034
吹田市	市民総務課	06-6385-8181(予約専用)
高槻市	市民生活相談課	072-674-7130
守口市	広報広聴課	06-6992-1353
枚方市	広聴相談課相談担当	072-861-2006
茨木市	市民生活相談課	072-620-1603
寝屋川市	広報広聴課	072-824-1155
箕面市	市民部市民サービス政策室	072-724-6723
摂津市	自治振興課	06-6383-1357
四條畷市	市民生活部人権・市民相談課	072-877-2121
交野市	人権と暮らしの相談課	072-817-0997
三島郡島本町	社会福祉協議会	075-962-5417

- ◆ 大阪総合行政相談所の無料法律相談(弁護士)
 大丸大阪心斎橋店で専門相談として、概ね月に1回弁護士による法律相談を開催しています
 (7月7日(土)に開催)。
 (相談は午後1時から午後5時の時間帯です。06-6241-5111に予約が必要です。)

- ◆ 堺すいよう行政相談所の無料法律相談(司法書士)
高島屋堺店(南海高野線「堺東駅」)6階で専門相談として、概ね月に1回司法書士による法律相談を開催しています(6月27日と7月25日に開催)。
(相談は午後1時30分から午後4時の時間帯で開催。予約は不要ですが午後1時から午後3時45分に受け付けたものに限ります。)

12 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
 - ・ 各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
 - ・ ゆうちょカード紛失センター フリーダイヤル0120-794889 (24時間受付)

13 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル0570-017109又は03-5252-3772、受付時間 9時~17時)。

14 地震保険について

- ◆ 地震保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社相談窓口のほか、次の窓口にお問い合わせください。
 - そんぽADRセンター(受付時間 9:15~17:00 ナビダイヤル0570-022808)
(IP電話からは06-7634-2321)
- ◆ 一般社団法人日本損害保険協会は、災害救助法が適用された地域において、家屋等の消失により、損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方が、保険契約内容を照会できる窓口「自然災害損保契約照会センター」を設置しています。
 - 自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15~17:00 土日祝、12/30~1/4の期間を除く。)
フリーダイヤル0120-501331

15 生命保険の契約内容について

- ◆ 一般社団法人生命保険協会は、災害救助法が適用された地域において、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合に、生命保険契約の有無などの照会ができる窓口「生命保険協会災害地域生保契約照会センター」を設置しています。
 - 生命保険協会災害地域生保契約照会センター(月~金、祝日を除く。)
フリーダイヤル0120-001731
 - かんぽコールセンター(平日 9:00~21:00、土日休日 9:00~17:00)
フリーダイヤル0120-552-950

16 医療機関の受診、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用

- ◆ 地震で自宅が全壊・半壊するなど大きな被害にあわれた方は、国民健康保険、後期高齢者医療、政府管掌健康保険に対して、一部負担金の減免を行うことができます。
- ◆ 免除の要件に合致する方が窓口負担金を支払ってしまった場合には、還付を受けることができます。詳しくは保険者にお尋ねください。
- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し出ることにより保険診療で受診することができます。

17 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができる場合があります。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除され場合があります。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所(国民年金課等)[平日8時30分から17時15分]のほか、「ねんきんダイヤル」でも年金相談を受け付けています。
 - ねんきんダイヤル
0570-051165(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165(一般電話)
受付時間 月曜日:午前8:30～午後7:00 火～金曜日:午前8:30～午後5:15
第2土曜日:午前9:00～午後4:00
 - 大阪府下の年金事務所
受付時間 月～金曜日:午前8:30～午後5:15(週初の開所日は、午後5:15～午後7:00まで時間延長)、第2土曜日:午前9:30～午後4:00

事務所	電話番号	事務所	電話番号
市岡年金事務所	06-6571-5031	豊中年金事務所	06-6848-6831
今里年金事務所	06-6972-0161	難波年金事務所	06-6633-1231
大手前年金事務所	06-6271-7301	東大阪年金事務所	06-6722-6001
貝塚年金事務所	072-431-1122	枚方年金事務所	072-846-5011
堺西年金事務所	072-243-7900	平野年金事務所	06-6705-0331
堺東年金事務所	072-238-5101	福島年金事務所	06-6458-1855
城東年金事務所	06-6932-1161	堀江年金事務所	06-6531-5241
吹田年金事務所	06-6821-2401	守口年金事務所	06-6992-3031
玉出年金事務所	06-6682-3311	八尾年金事務所	072-996-7711
天王寺年金事務所	06-6772-7531	淀川年金事務所	06-6305-1881
天満年金事務所	06-6356-5511		

18 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報^(注)に変わっております。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、大阪法務局・支局・出張所にお問い合わせください。

(注) 登記識別情報とは、登記済証に代えて発行されるアラビア数字その他の符号の組合せからなる12桁の符号です。不動産及び登記名義人となった申請人ごとに定められ、登記名義人となった申請人のみに通知されます。

名称	電話番号	管轄区域(不動産登記)
大阪法務局	06-6942-1481(代表)	
池田出張所	072-751-3342	池田市、箕面市、豊中市、豊能郡(豊能町、能勢町)
枚方市出張所	072-841-2524	枚方市、寝屋川市、交野市
守口市出張所	06-6991-2817	守口市、門真市
北大阪支局	072-638-9444	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡(島本町)

19 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

○大阪府下の税務署一覧

税務署	電話番号	税務署	電話番号
旭	06-6952-3201	吹田	06-6330-3911
阿倍野	06-6628-0221	住吉	06-6672-1321
生野	06-6717-1231	天王寺	06-6772-1281
泉大津	0725-33-5601	豊能	072-751-2441
泉佐野	072-462-3471	富田林	0721-24-3281
茨木	072-623-1131	浪速	06-6632-1131
大阪福島	06-6448-1281	西	06-6583-4624
大淀	06-6372-7221	西成	06-6659-5131
門真	06-6909-0181	西淀川	06-6472-1021
岸和田	072-438-1341	東	06-6942-1101
北	06-6313-3371	東大阪	06-6724-0001
堺	072-238-5551	東住吉	06-6702-0001
城東	06-6932-1271	-	-

20 府税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の府税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置を受けられることがあります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの府税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	税の種別	管轄区域
中央	06-6941-7951	法人府民税・法人事業税	大阪市内全域
		個人事業税・不動産取得税	大阪市の都島・福島・此花・中央・西・港・大正・西淀川・東成・生野・旭・城東・鶴見区
なにわ北	06-6362-8611	府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、府たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、狩猟税	大阪市内全域
		個人事業税・不動産取得税	大阪市の北・淀川・東淀川区
なにわ南	06-6775-1414	法人府民税・法人事業税 個人事業税・不動産取得税 府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、府たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、狩猟税	大阪市の天王寺・浪速・阿倍野・住之江・住吉・東住吉・平野・西成区
三島	072-627-1121		吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	072-752-4111		豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
北河内	072-844-1331		守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
大阪自動車 税事務所	06-6775-1361	自動車税	大阪府内全域
寝屋川分室	072-823-1801		大阪ナンバー該当区域
和泉分室	0725-41-1327		和泉・堺ナンバー該当区域
なにわ分室	06-6612-7251		なにわナンバー該当区域

21 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置を受けられることがあります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されることがあります。
- ◆ 住宅又は家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・府民税が減免されることがあります(前年度の合計所得によって減免の割合が異なります。)
- ◆ 被害状況に応じて、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

22 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者(市町村)にご確認ください。
- ◆ 電力、ガス、電話

関西電力	コールセンター	0800-777-8810
大阪ガス	お客さまセンター	0120-078-071
NTT西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
NTTドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし)151(通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000(通話料無料)
au	au携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111(通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157(通話料無料)

- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。

詳しくはNHK(0570-077-077 9:00~20:00 ご利用になれない場合050-3786-5003(有料))にお問い合わせください。

23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、災害救助法適用区域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。

緊急採用奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課(03-6743-6011)にお問い合わせください。

また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター(0570-666-301)にお問い合わせください。

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課(03-6743-6011)にお問い合わせください。

24 農林漁業関係災害復興の融資

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 大阪支店	06-6131-0750
日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154505
農林中央金庫 大阪支店	06-6205-2040

25 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る災害に関する特別相談窓口

日本 政策 金融 公庫	大阪西支店	中小企業事業	06-4390-0366
		国民生活事業	06-6538-1401
	阿倍野支店	中小企業事業	06-6623-2160
		国民生活事業	06-6621-1441
	十三支店	国民生活事業	06-6305-1631
	大阪南支店	国民生活事業	06-6211-7507
	大阪支店中小企業営一事業	中小企業事業	06-6314-7615
	大阪支店中小企業営二事業	中小企業事業	06-6314-7810
	大阪支店	国民生活事業	06-6315-0301
	玉出支店	国民生活事業	06-6659-1261
	守口支店	国民生活事業	06-6993-6121
	東大阪支店	中小企業事業	06-6787-2661
		国民生活事業	06-6782-1321
	堺支店	中小企業事業	072-255-1261
国民生活事業		072-257-3600	
泉佐野支店	国民生活事業	072-462-1355	
吹田支店	国民生活事業	06-6319-2061	
商 工 中 金	大阪支店		06-6532-0309
	堺支店		072-232-9441
	梅田支店		06-6372-6551
	船場支店		06-6261-8431
	箕面船場支店		072-729-9181
	東大阪支店		06-6746-1221
信 用 保 証 協 会	大阪信用保証協会本店サポートオフィス		06-6260-1730
	大阪信用保証協会本店		06-6131-7321
	大阪信用保証協会堺支店		072-223-3011
	大阪信用保証協会東大阪支店		06-6781-9511
	大阪信用保証協会門真支店		06-6906-2511
	大阪信用保証協会千里支店		06-6835-3005
商 工 会 議 所	大阪商工会議所		06-6944-6211
	堺商工会議所		072-258-5581
	東大阪商工会議所		06-6722-1151
	泉大津商工会議所		0725-23-1111
	高槻商工会議所		072-675-0484
	岸和田商工会議所		072-439-5023
	貝塚商工会議所		072-432-1101
	茨木商工会議所		072-622-6631
	吹田商工会議所		06-6330-8001
	八尾商工会議所		072-922-1181

豊中商工会議所	06-6845-8001
池田商工会議所	072-751-3344
泉佐野商工会議所	072-462-3128
北大阪商工会議所	072-843-5151
守口門真商工会議所	06-6909-3301
松原商工会議所	072-331-0291
高石商工会議所	072-264-1888
箕面商工会議所	072-721-1300
和泉商工会議所	0725-53-0330
大東商工会議所	072-871-6511
大阪府商工会連合会	06-6947-4340
摂津市商工会	06-6318-2800
島本町商工会	075-962-5112
四条畷市商工会	072-879-1656
大阪府中小企業団体中央会	06-6947-4370
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
大阪府よろず支援拠点	06-6947-4375
(独)中小企業基盤整備機構 近畿本部	06-6264-8613
近畿経済産業局 産業部中小企業課	06-6966-6024
大阪産業創造館	06-6264-9838

26 労働・雇用面の各種相談

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 地震により大阪府内の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、離職していなくても失業給付を受給できます(一定の要件があります)。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク(職業安定所)までお問い合わせください。

大阪労働局	職業安定部 職業安定課	06-4790-6300
	総務部 労働保険徴収室	06-4790-6330
ハローワーク大阪東		06-6942-4771
ハローワーク梅田		06-6344-8609
ハローワーク大阪西		06-6582-5271
ハローワーク阿倍野		06-4399-6007
職業紹介コーナー(ルシアス庁舎)		06-6631-1675
ハローワーク淀川		06-6302-4771
ハローワーク池田		072-751-2595
ハローワーク茨木		072-623-2551
ハローワーク枚方		072-841-3363
ハローワーク門真		06-6906-6831
ハローワーク大阪東		06-6942-4771
ハローワーク梅田		06-6344-8609
ハローワーク大阪西		06-6582-5271

27 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

お住まい	電話	設置場所	相談時間
大阪市・堺市以外の大阪府	06-6607-8814 (直通)	大阪府こころの健康総合センター (大阪市住吉区万代東3丁目1-46)	9時30分から17時(土、日、祝日を除く)
大阪市	06-6923-0936 (直通)	大阪市こころの健康センター (大阪市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3階)	10時から15時(土、日、祝日を除く)
堺市	072-243-5500 (直通)	堺市こころの健康センター (堺市堺区旭ヶ丘中町4丁目3番1号 堺市立健康福祉プラザ3階)	9時から12時30分、13時30分から17時(土、日、祝日を除く)
その他の相談窓口	大阪府の保健所、大阪市各区保健福祉センター、堺市各保健センター及び府内中核市(東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市)の保健所(東大阪市は各保健センター)		

28 災害時の発達障がい児・者支援

- ◆ 被災された発達障がい児・者及びご家族の方を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談、支援を行っています。

詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

センター名	電話番号	受付時間
大阪府発達障がい者支援センター「アウトおおさか」 【大阪市・堺市以外に在住の方】	06-6966-1313	○電話相談 火-金曜日 13時30分-16時30分 ○面談(予約制)
大阪市発達障がい者支援センター「エルムおおさか」 【大阪市内に在住の方】	06-6797-6931	月曜日から金曜日の9時から17時 (祝日、年末年始を除く)
堺市発達障がい者支援センター「アプリコット堺」 【堺市内に在住の方】	072-275-8506	月曜日から金曜日 第2土曜日(初めて相談される方) 9:00 ~17:00(土・日・祝日を除く)

29 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

- ◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

市町村	ボランティアによる支援の依頼窓口	問合せ先
大阪市		
豊中市	豊中市社会福祉協議会ボランティアセンター (通常窓口)	06-6848-1000

吹田市	吹田市災害ボランティアセンター (平日の午前9時～午後5時30分 祝日、12/29～ 1/3を除く)	06-6339-1210 06-6339-1205
高槻市	高槻市災害ボランティアセンター (問合せ受付:午前9時～午後5時) ① ボランティアを必要とされている方 ② ボランティアをしていただける方	080-5068-9427(代表) ①080-5065-9982 080-5063-9338 ②080-5079-9207
守口市		
枚方市	枚方市ボランティアセンター	072-841-0181
茨木市	茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンター (問合せ受付:午前8時45分～午後5時15分) (ボランティアの受付: 午前9時～午後3時) (困りごとの相談: 午前9時～午後え時)	072-627-0086
寝屋川市		
箕面市	箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター (通常窓口)	072-749-1575
摂津市	摂津市社会福祉協議会ボランティアセンター (通常窓口)	06-6318-1128
四條畷市		
交野市	交野市ボランティアセンター(通常窓口)	電話/FAX:072-894-3737 メール: katabora1994@katano- shakyo.com

- ◆ 大阪府内で活動する災害ボランティア車両の高速道路無料措置について
ボランティアが使用する車両で、高速道路を利用して被災地を往復する通行料金が無料となります。
それが適用されるためには、ボランティアが出発前に、大阪府災害ボランティアセンターから災害ボランティア証明書を受けたうえで、最寄りの各都道府県又は市町村(行政)で、その証明書をもとに、災害派遣等従事車両証明の申請をする必要があります。
証明書発行について、下記をご覧のうえ手続きをしてください。

適用期間:平成30年7月14日～平成30年9月30日

適応対象:大阪府内で活動するボランティア

手 順:証明書発行手続きの手順

様式3:災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書(wordファイル)

※記入後、大阪府災害ボランティアセンターに送信してください。

様式1:災害派遣等従事車両証明の申請書(wordファイル)

※ 大阪府災害ボランティアセンターから返信のあった様式3を添えて最寄りの各都道府県又は市町村(行政)に提出してください。

※ 法人の場合は様式1-1、個人の場合は様式1-2を使用ください。

30 外国人(旅行者)対応

- ◆ 公益財団法人大阪府国際交流財団は、外国語での災害専用電話相談窓口を設置しています。
○ 06-6941-2297(午前9時から午後5時半)

31 ブロック塀に関する相談窓口

- ◆ 平成30年6月18日7時58分大阪府北部で発生した地震により、通学路のブロック塀が倒壊し、尊い人命が犠牲となったことを受けて、大阪府ではブロック塀に関する相談窓口を開設しています。
 - 大阪府の相談窓口
 - ・大阪府住宅まちづくり部建築指導室確認・検査グループ (電話番号)06-6210-9724
 - ※ 交野市、四條畷市、島本町、摂津市については上記にお問合せください。
上記以外の市については各市(特定行政庁)にお問合せください。
 - 各市(特定行政庁)の相談窓口

・大阪市 (電話番号)06-6208-8181	・豊中市 (電話番号)06-6858-2525
・吹田市 (電話番号)06-6384-1231	・高槻市 (電話番号)072-674-7111
・枚方市 (電話番号)072-841-1221	・守口市 (電話番号)06-6992-1221
・寝屋川市 (電話番号)072-824-1181	・茨木市 (電話番号)072-622-8121
・箕面市 (電話番号)072-723-2121	
 - 民間の相談窓口
 - ・一般財団法人 大阪建築防災センター (電話番号)06-6942-0190
 - ・一般財団法人 大阪府建築士事務所協会 (電話番号)06-6946-7065
 - ・公益社団法人 大阪府建築士会 (電話番号)06-6947-1966
- ◆ ブロック塀に関する補助制度についての専用ダイヤル
 - 大阪市都市整備局企画部住宅政策課
(電話番号)06-6208-9219 (受付時間:祝日を除く月曜日から金曜日 9時~17時30分)

32 太陽光発電システムに関する相談窓口

- ◆ 一般社団法人太陽光発電協会は、震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。 <http://www.jpca.gr.jp/>

一般社団法人 太陽光発電協会
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F
TEL:03-6268-8544

33 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 被災時におけるペットの飼い方に関する相談を受け付けています。
また、迷子になったペットの情報をペットが迷子になった飼い主等へ情報提供を行い、本来の飼い主を探すなどの対応を行います。

お住まい	受付窓口	連絡先
大阪市	大阪市動物管理センター	電 話 06-6685-3700 ファクシミリ 06-6686-4507
豊中市	豊中市保健所	電 話 06-6152-7320 ファクシミリ 06-6152-7328
高槻市	高槻市保健所	電 話 072-661-9333 ファクシミリ 072-661-1800
枚方市	枚方市保健所	電 話 072-807-7624

		ファクシミリ 072-845-0685
箕面市、吹田市、茨木市、摂津市、三島郡島本町	動物愛護管理センター箕面支所 (注) 土日祝の対応については、動物愛護管理センターで行っています。	電 話 072-727-5223 ファクシミリ 072-727-4379 メール dobutsuaigokanri-cm@gbox.pref.osaka.lg.jp
交野市、寝屋川市、守口市、四條畷市	動物愛護管理センター四條畷支所 (注) 土日祝の対応については、動物愛護管理センターで行っています。	電 話 072-862-2170 ファクシミリ 072-862-2180 メール dobutsuaigokanri-cs@gbox.pref.osaka.lg.jp

(注) 動物愛護管理センター 電話 072-958-8212 ファクシミリ 072-956-1811